様式４

解禁日：　有（令和　　年　月　日）　・　無

令和８年 10 月 30 日

報道関係者　様

守口市報道提供資料

市議会議員によるタブレット端末の紛失について

１　事案の概要

令和８年 10 月 26 日（月）、本市市議会議員の寺本けんた議員が市議会から貸与されているタブレット端末を紛失した事案が発覚いたしました。

２　事案の内容

寺本けんた議員は、10 月 25 日（日）午前０時から午前３時頃、外出先において飲酒を伴う飲食後にベンチで休憩していたところ、市議会から貸与されているタブレット端末などが入った鞄を紛失しました。

当該議員は、10 月 25 日（日）午前３時頃に外出先近くの交番において警察へ遺失物届を提出しましたが、現在も発見には至っておりません。

10 月 26 日（月）に当該議員から議会事務局へ紛失した旨の報告があった後、市議会として、直ちに遠隔操作により当該タブレット端末の利用停止措置をとっております。また、当該タブレット端末は、パスワード認証等のセキュリティ対策を実施しております。これらのことから、第三者が端末を起動し、利用することはできません。

なお、当該タブレット端末には、個人情報等は保存されていないことを確認しております。

２　当該議員への対応

市議会において設定している守口市議会文書共有システム・タブレット端末使用基準では、タブレット端末の使用者である議員は、「端末を善良な管理者として適切に管理するものとする」と定めております。本市議会議長及び副議長といたしましては、当該議員が飲酒を伴う飲食後に端末を紛失するという経緯に鑑みれば、議員として非常に注意に欠ける不適切な行動であると判断し、本事案を重く受け止め、当該議員に対し厳重注意を行っております。

３　再発防止策

市議会として、全議員に対し、改めて守口市議会文書共有システム・タブレット端末使用基準について周知徹底を図るとともに、議員研修等を通じて、情報管理の徹底や情報セキュリティ意識の向上を図り、再発防止に努めます。

４　その他

市が締結している議会タブレット端末導入・運用事業の契約に基づき、本事案におけるタブレット端末の紛失に伴う、市としての費用負担はありません。

問合せ：守口市役所議会事務局
電話　０６－６９９２－１７７４　（直通）